

1. 議事日程

(平成20年第3回安芸高田市議会9月定例会 第29日目)

平成20年10月7日
午前 10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 認定第1号 平成19年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 平成19年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 平成19年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第6 認定第5号 平成19年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第6号 平成19年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 平成19年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 平成19年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 認定第9号 平成19年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認定第10号 平成19年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 認定第11号 平成19年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第12号 平成19年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第13号 平成19年度安芸高田市水道事業決算の認定について
- 日程第15 議案第98号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 6 議案第 99 号 安芸高田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 100 号 安芸高田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 101 号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 102 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 2 0 議案第 103 号 財産の無償貸付について
- 日程第 2 1 議案第 104 号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 105 号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 106 号 安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 107 号 安芸高田市土地開発公社の定款の一部変更について
- 日程第 2 5 「議会改革を進める調査」について委員会の報告を求める件
- 日程第 2 6 発議第 4 号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 7 発議第 5 号 安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 8 発議第 6 号 地方における消費者行政の充実に関する意見書について
- 日程第 2 9 発議第 7 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について
- 日程第 3 0 発議第 8 号 地方の道路整備のための財源確保に関する意見書について
- 日程第 3 1 発議第 9 号 郵政民営化に関する意見書について
- 日程第 3 2 議案第 114 号 平成 20 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 3 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（22名）

1 番	山 根 温 子	2 番	宍 戸 邦 夫
3 番	明 木 一 悦	4 番	秋 田 雅 朝
5 番	田 中 常 洋	6 番	加 藤 英 伸

7番	川 角 一 郎	8番	塚 本 近
9番	赤 川 三 郎	10番	松 村 ユ キ ミ
11番	藤 井 昌 之	12番	青 原 敏 治
13番	金 行 哲 昭	14番	杉 原 洋
15番	入 本 和 男	16番	山 本 三 郎
17番	今 村 義 照	18番	玉 川 祐 光
19番	岡 田 正 信	20番	亀 岡 等
21番	渡 辺 義 則	22番	松 浦 利 貞

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

8番	塚 本 近	9番	赤 川 三 郎
----	-------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
総務企画部長	田 丸 孝 二	市民生活部長	廣 政 克 行
産業建設部長兼 公営企業部長	金 岡 英 雄	地域経済推進部長	清 水 盤
消 防 長	竹 川 信 明	消防本部次長 兼 総務課長	広 政 康 洋
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	福祉事務所長兼 社会福祉課長	重 本 邦 明
八千代支所長	楨 原 秀 克	美土里支所長	高 杉 和 義
高宮支所長	近 藤 一 郎	甲田支所長	垣 野 内 壮
向原支所長	南 部 政 美	総務課長	沖 野 文 雄

行政経営課長 武岡隆文 政策企画課長 竹本峰昭
教育長 佐藤勝 教育次長 益田博志
教育参事 永井初男

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長 光下正則 議事調査 GL 児玉竹丸
書記 倉田英治



午前 10時00分 開会

○松浦議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
事務局長 光下正則君。

○光下議会事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、監査委員より平成20年8月分の例月出納検査結果の報告がありました。

第2点、市長より3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。

なお、報告書の中で、5番については1億5,000万円以上であります。地方公営企業法における地方自治法の適用除外に該当しておりますことを申し添えます。

それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますのでご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○松浦議長

以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○松浦議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第79条の規定により議長において、8番塚本近君及び、9番 赤川三郎君を指名いたします。

続いて、本日の会議の運営について、先日議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長杉原洋君の報告を求めます。

○杉原議会運営委員長

平成20年第3回定例会の運営につきまして、去る10月2日及び6日に議会運営委員会を開催し、次のとおり協議決定いたしましたので報告いたします。

市長から本定例会に付議されます追加案件として、議案第114号「平成20年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)」が提出されました。また、亀岡議員から「郵政民営化に関する意見書案」が提出されました。

いずれも本日の本会議に上程することといたしました。

各常任委員会に付託されました、各種要請要望書等につきましては、3件が意見書案として整いましたので、同じく発議案件として上程されます。

以上、報告を終わります。

○松浦議長

以上で議会運営委員長の報告を終わります。

- ~~~~~○~~~~~
- 日程第 2 認定第 1 号 平成 19 年度安芸高田市一般会計決算の認定について
 - 日程第 3 認定第 2 号 平成 19 年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
 - 日程第 4 認定第 3 号 平成 19 年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
 - 日程第 5 認定第 4 号 平成 19 年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
 - 日程第 6 認定第 5 号 平成 19 年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定について
 - 日程第 7 認定第 6 号 平成 19 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定について
 - 日程第 8 認定第 7 号 平成 19 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
 - 日程第 9 認定第 8 号 平成 19 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
 - 日程第 10 認定第 9 号 平成 19 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
 - 日程第 11 認定第 10 号 平成 19 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
 - 日程第 12 認定第 11 号 平成 19 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
 - 日程第 13 認定第 12 号 平成 19 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
 - 日程第 14 認定第 13 号 平成 19 年度安芸高田市水道事業決算の認定について

○松 浦 議 長 日程第 2、認定第 1 号「平成 19 年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第 14、認定第 13 号「平成 19 年度安芸高田市水道事業決算の認定について」の件まで 13 件を一括して議題といたします。

本 13 件は決算審査特別委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

7 番 川角一郎君。

○川角委員長 平成 20 年 9 月 9 日付で、決算審査特別委員会に付託された議案の審査の結果を、次のとおり報告いたします。

9 月 24 日から延べ 6 日間、特別委員会を開催し、市長・副市長及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を重ねました。

主な質疑は、財政健全化に向けた今後の計画的な取り組み、並びに施策の評価についてや、固定資産税の適正化事業について、また生活

基盤の早期整備の取り組み等について質疑がなされました。

答弁として、財政健全化に向けた今後の計画的な取り組み並びに施策の評価については、健全化計画により行政改革を進めているが、行政評価システムを21年度予算編成から反映し、事務事業の選択と集中化を行うとともに合理化と見直しを図りたい。また、このことを進めることにより、平成22年度以降の公債費比率も計画的に下がると判断をしている。また、経常経費の削減については、職員に引き続き給与カットをお願いするなど、徹底した削減に努めたいと答弁がありました。

固定資産税の適正化事業については、今年度中に達成予定であったものが3年間延期になったことや、評価の均一化に対する質疑があり、調査は全筆終わったが、台帳と相当の開きがあり、土地の評価が違うため、いきなり新年度に課税していくことは困難であり、地権者や納税義務者に説明をして、理解を得ながら、公平・適正化を図りたいと答弁がありました。

生活基盤の早期整備の取り組みに関する質疑では、下水処理に関して集合処理区域の見直しを行い、浄化槽整備の推進を図り、早期下水整備を図るよう、努力している旨の答弁がありました。

なお、認定第1号「平成19年度安芸高田市一般会計決算の認定について」は、反対討論として、総務企画部門におけるまちづくり政策の中で、実際には市民と一体感のある施策の遂行になっておらず、葬斎場問題については市民の望んでいる方向と離れ、不合理が目立っている。また、議決を得なければならない中小企業貸付資金の不納欠損が、決算に含まれており認められない。滞納整理の対応で課によっては、不十分なところも見受けられた。そして、人権協会に関する支出がなされているなどの反対討論がなされました。

一方で賛成討論としては、継続的な収支につながる財源確保が求められている中、若者定住の取り組みや事務事業の効率化・コスト削減が図られており、今後の行政運営についても前向きな答弁をいただいたとの賛成討論がありました。

採決の結果、付託されました認定13件については、すべて原案のとおり認定すべきものと決しました。

執行部におかれましては、地域間格差の是正や、滞納整理の一層の強化を初め、本決算審査特別委員会で指摘された点につき、真摯に受け止めていただき、これまで以上に関係部署との連携の強化を図られ、新年度予算編成等、今後の事務執行において十分反映されることを望み、委員長報告とします。

終わります。

○松浦議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本件に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会において反対討論のありました、認定第1号「平成19年度安芸高田市一般会計決算の認定について」に対する討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

20番 亀岡等君。

○亀岡議員

私は平成19年度一般会計決算の認定に対し、葬斎場建設事業に関係をいたしまして反対をいたすものであります。

葬斎場の件は、申すまでもなく旧6町が合併する協議の中で決められてきたものであります。その時点では葬儀場についての民間進出の状況はなく、当然のこととして考えられたわけであり。ところが、情勢は急速に進展をいたしまして、平成17年11月から民間の創業が始まり、昨年7月1日より農協もこの事業に進出をし、現在2者により葬儀が行われている状況でございます。ご承知のとおりであります。

しかし、市におきましては、そうした大きな変化にもかかわらず、合併協議の結果にこだわり続けていることは極めて不合理なことといわなければなりません。

本市のここ数年の月平均の死亡者数は約40人です。民間2カ所で市内の一切の死亡者の葬儀を行うといたしましても、それぞれにおいて20件ずつでありまして、まだ2カ所で10件ずつできる余裕があるわけでございます。総人口の減少が今後進行する中で、死亡者数の増加は考えられず、葬儀場併設計画の理由は見当たらないのであります。

また、葬儀料金も農協が実施しておりますように、組合員価格37万2,750円、一般価格が39万3,750円となっており、市の施設ができたとしても貸館運営なら料金が民間より高つくわけでありまして、市民の利用に利点がないことは百も承知されているところでございます。特に市民の願いとして財政困難な中で、むだな支出をしてはほしくないという強い要望がございします。

市政としては情勢の変化と将来展望に敏感に的確に対処すべきであります。特に市民の要望として、不必要なことにむだな公費の支出をしてほしくないという切実な市民世論に背を向けて強引に計画を推進してきたことは、本来市政は市民のためにあるという原点・原則に照らしたときに、余りにも現実度外視の市政となっており、市民軽視も甚だしいと言わなければなりません。市政の最も土台とするべき民意を、たとえ一部分であっても考慮しない市政をそれでよかったとして認めることはできません。

よって、本案件の認定に反対をするものであります。以上です。

○松浦議長

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

3番 明木一悦君。

○明木議員

平成19年度安芸高田市一般会計決算の認定に賛成するものです。決算審査では、繰越明許費や不用額、また流用が至るところにあります。これは計画性に欠けた予算執行になっているのではないかと考えます。

議会において、執行部から提案された当初予算や補正予算を責任を持って議決した以上、このようなものがたくさんあることは、我々議会議員としても予算設定に計画性がないと判断されると考え、責任を感じるどころです。今後の予算執行については、厳しい財政状況もあることから、計画性と精度を高めた積算が必要であると考えます。

しかしながら、一方では滞納処理や不納欠損などの取り組みに努力され、その成果が出ていると評価できます。また、厳しい財政状況の中において、継続的な財源、収入源の拡大が求められており、例えば、若者定住促進に向けての住宅施策などを掲げていることは、評価できます。

また、これまで言い続けてきました効率化やコスト削減に向けての特別会計の精査・統合も視野に入れての取り組みを始めていると聞きました。

議会事務局では、事務効率とコスト削減に向けての議員によるIT活用などについても推進する意向を見せられていることなど、至るところで評価ができることは、この決算が今後につながり期待ができると考え、私はこの認定を賛成するものです。

以上です。

○松浦議長

続いて、本件に対する反対討論の発言を許します。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

19番、日本共産党の岡田正信です。

私はこの一般会計については3点について反対するものであります。

1つは、さきの反対討論にもありましたけども、合併4年目の決算といいながら、葬斎場の建設については、いまだに土地交渉もままならず、ただ説明書の中にも一部触れておりますが、特例債が使えるからこの事業をやるというように明記されておりますように、当初から合併の特例債ありきで走った感が非常に強いと考えられます。情勢の変化ももちろん変わってきておるわけですから、市政もその情勢にそのような対応が必要なときなのに、依然としてこれを続けようとしているのがまず1点。

2点目は、委員長報告にもありましたけども、団体補助金の中で、旧部落解放同盟の安芸高田市協会への補助金のことです。確かに、合併した当時は1,500万円ありましたが、その額が400万円になりましたけども、これまでの運動団体の総括をせずに法律が御存

じのとおり切れておりますから、その当時総括しなくてはならないのにそれをしないで、依然としてその運動団体の意向を引き続けている、この点が決算上にもあらわれている点で2点目に反対の理由になります。

3つ目には、これも委員長報告に述べられましたけども、収入の部で175万円が債権放棄という形で入ってございましたけども、これは旧同和対策事業の中の貸付資金の焦げつきが議会の同意を得て計上されたものでございますが、この回収にあたっては旧町のとくとはいいながらも、回収そのものが委員会では十分議論されずに、またその対応ができていないということから議決されたわけでございますが、こういうやり方で今後もそういう資金が債権放棄という形でやられると、安芸高田市の財政にも大きく反映をするということから、以上の3点を述べまして19年度決算には反対するものであります。

以上。

○松浦議長

次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

17番 今村義照君。

○今村議員

私は19年度一般会計決算の認定について賛成をいたすものでございます。

これまで委員長報告にもありましたように、諸課題はございます。例えば不納欠損の問題であり、債権回収の問題であり、未収金及び滞納の問題、それから固定資産税の関係の評価事業、あるいは下水道事業の見直し等あるわけでございますが、これが一挙になかなか解決される点ではございませんが、少しずつそういった事業の見直しによって、その課題解決に向かっているという状況が今回の決算の中から見られたわけでございます。

とりわけ私が評価をいたしますのは、これも委員長報告の中にもございましたが、行政評価システムの導入が、明らかに方向が示されたということに大変大きな注目をいたしております。

これまで財政健全化に向けて行財政改革の名のもとに、いろんな形での事務事業の見直しを2年間にわたって行われてきました。そういう中で、事務当局側についてはコストの問題、意識の問題に一部改善が見られているというふうに思われるわけでございます。中でも、その中でこれからの進め方としていろんな事業が施策、政策に、市民のものにその行政評価を生かそうという機運が生まれ、その方向が示されたわけでございます。これも19年度の決算の中で、それが大きく読み取れるわけでございます。

そういう観点から、今後の厳しい行財政改革に取り組む一つの大きなきっかけになるであろうという観点から、本決算認定について賛成をいたすものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

続いて、本件に対する反対討論の発言を許します。

14番 杉原洋君。

○杉原議員 平成19年度安芸高田市一般会計決算の認定について反対するものであります。

歳入におきまして、未収金、いわゆる滞納金が5億5,905万2,000円、前年度より387万5,000円減少はしておりますものの、負担の公平性が保たれていないということ、大切な一般財源の確保が保たれないために行政運営に支障を来す意味から、この認定に反対するものであります。

○松浦議長 次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

16番 山本三郎君。

○山本議員 今回の19年度決算認定に対しまして、私は賛成するものであります。賛成の内容は、いろいろ先ほど賛成者が多く述べられましたが、特に今回昨年度から安芸高田市の30億の財源不足に対しての対応に対して、隅々からいろいろな面についての執行部の執行の工夫が見受けられます。

特に先ほどいろいろ出ておりますけども、未収金、滞納金につきましては、昨年度から前年度の19年度の滞納未収金の成果というのは1.6%の減少に、そして1,132万9,000円という滞納の整理を減少させたということは、非常にその滞納整理をしておられる担当の方の努力というのは大きく認めなくてはならないと思います。

また、それと同時に財政健全化に向けての歳入確保、あるいは歳出削減についてもいろいろな工夫をしておられます。特に地域住民、市民に対して一気にサービスの低下を求めるということは、非常に市民に対して不公平を生じるわけでございますので、徐々にその辺を注意しながらの財政健全化に向けていろいろやっておられることは高く評価しなくてはならないと思いますので、この19年度決算の認定については、いろいろな工夫をされておる執行部の方に対して努力を見せていただいておりますので、私は賛成する一人であります。

以上であります。

○松浦議長 次に本件に対する反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

反対討論なしと認めます。

賛成討論はありませんか。

15番 入本和男君。

○入本議員 平成19年度安芸高田市一般会計決算の認定について、賛成するものであります。

同僚議員と重複する部分がありますので省略いたしますが、単年度決算におきましては3億という黒字決算を行っております。細部にわたりますとは、不用額にチェックを入れてみましたが、不用額も精査されたもので、流用を避け、財政の困難な折、次年度予算に向けての努力が見られました。

よって本件の決算は、当初予算は前市長であり、本市長のもとで決算を行ったわけですが、決算審査内容につきましては各担当課におきましても成果と課題があり、21年度に向けて市長公約を踏まえた予算編成をされる上におきましても、今回の課題並びに決算内容のおおむね予算編成の中から決算に向けての努力を感じられ、今後ますます委員長の意見を真摯に受け止められ、執行にあたられることを意見して賛成をいたします。

○松 浦 議 長

次に反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

引き続き賛成討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認めます。

以上で認定第1号に対する討論を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

採決は起立により行いますが、確認のため投票数がモニターに表示されますまで起立したままお待ちくださいますようご協力お願いいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて認定第2号「平成19年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について」から認定第13号「平成19年度安芸高田市水道事業決算の認定について」まで12件に対する一括討論を行います。

本12件に対する討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認めます。

以上で、本12件に対する討論を終結いたします。

続いて、本12件を一括して採決いたします。

本12件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本12件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本12件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第98号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 1 6 議案第 99 号 安芸高田市公益法人等への職員の派遣等  
に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 100 号 安芸高田市認可地縁団体印鑑の登録及び  
証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 101 号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例  
の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 102 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 2 0 議案第 103 号 財産の無償貸付について

○松 浦 議 長 続いて日程第 15、議案第 98 号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第 20、議案第 103 号「財産の無償貸付について」の件まで 6 件を一括して議題といたします。

本 6 件は総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

16 番 山本三郎君。

○山本委員長 総務企画常任委員会の報告をいたします。

平成 20 年 9 月 9 日付で、本委員会に付託された議案 6 件の審査の結果を報告します。

去る 9 月 17 日に本常任委員会を開催し、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

まず、議案第 98 号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、地方自治法の改正による条文の整理をするものでありました。

次に、議案第 99 号「安芸高田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」は、職員を派遣することができる公益法人等を定めるため、既定の条例の一部を改正するもので、解散した公益法人の整理などを行うと同時に、公設民営の施設を運営している市と密接な関係を持つ法人や、市が出資している株式会社を新たに追加するものでありました。

次に、議案第 100 号「安芸高田市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」は地方自治法の改正による条文の整理をするものでありました。

最後に、議案第 101 号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」及び議案第 102 号「財産の無償譲渡について」並びに議案第 103 号「財産の無償貸付について」は、吉田町の大浜老人集会所及び小草集会所を地元へ譲渡することに伴う条例の改正であり、関連しておりましたので一括議題で審査しました。

審査においては、議案第 99 号に対し質疑・意見が出されました。

主な内容は、派遣される職員の処遇や保険面などに不利益は生じないか、派遣期間中でも派遣先から帰れるような救済措置等はあるか、派遣先での勤務評価は考慮されるかなどでありました。

執行部から、優秀な職員を派遣して行政に生かしていくことを目的としているので、職員に不利益にならないようにするとともに、処遇面においてはむしろ優遇していきたい。他市の事例も参考にしながら研究したいとの答弁がありました。

質疑の後、討論・採決を行った結果、付託された 6 議案は、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部におかれましては、本総務企画常任委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう望み報告といたします。

○松浦議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本 6 件に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

まず議案第 99 号「安芸高田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論はありませんか。

19 番 岡田正信君。

○岡田議員

私は議案第 99 号について反対するものであります。

委員会でもいろいろ質疑が出たんですが、これは公益法人とか出資するところに行くということですから、さして問題はないように聞こえるんですが、市長の談話にもありましたように、民間企業にも出向してこの人員のそのものを考えるということが報道をされましたように、それに直結とは関係ありませんけども、その道を開く第一歩になる。人員を削減するといいいながらこういう条例をつくりますと、それがきっかけに、あるいは民間に出向せえと、ここへ行けという突破口になると、こういう点が心配されるわけですから私は反対するものであります。

以上。

○松浦議長

次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

3 番 明木一悦君。

○明木議員

議案第 99 号「安芸高田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」に対して賛成討論をするものです。

この条例は公益法人に今後職員を出向していくという形の条例改正、その枠を広げるということで、今反対討論がありましたけども、私はそれに対してやはりこれからの職員能力を高める上で、また行政効率・コスト削減・効率化なども含めた上で、そういうことを広げていくことはこれからやはり開かれた行政として必要になってくる。また、市民のサービス向上にもつながっていくという市長答弁もいただき、

市長の考えを伺っていますので、それに対し賛成するものであります。  
以上です。

○松 浦 議 長

次に反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

引き続き賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 98 号及び議案第 100 号から議案第 103 号までの 5 件に対する一括討論を行います。

本 5 件に対する討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

続いて、本 5 件を一括して起立により採決いたします。

本 5 件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本 5 件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本 5 件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 1 議案第 104 号 安芸高田市税条例の一部を改正する
条例

日程第 2 2 議案第 105 号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ
条例の一部を改正する条例

○松 浦 議 長

続いて、日程第 21、議案第 104 号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件及び日程第 22、議案第 105 号「安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例」の件の 2 件を一括して議題といたします。

本 2 件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

20 番 亀岡等君。

○亀 岡 委 員 長

ご報告を申し上げます。

平成 20 年 9 月 9 日付で本委員会に付託をされました、議案第 104 号及び議案第 105 号につきまして、去る 9 月 18 日に委員会を開催し、市

長、副市長、教育長並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

審査を通じて出された主な質疑や意見の概要は、次のとおりです。

議案第 104 号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」につきましては、本年 4 月に「地方税法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、既定の条例について必要な改正を行うもので、改正の主な内容は、「ふるさと納税」の実施に当たり、市民税の寄附金税額控除を新たに設けることと、また、同じく市民税において平成 21 年 10 月より、年金から特別徴収を行う制度を新たに設けることとしたものであるという内容でありましたが、市民税関係の改正点において、年金から特別徴収を行っていた方が普通徴収へ変更される場合の市民の方への周知徹底の方法等についての質疑があり、担当課において 11 月に市内の各支所単位で説明会を開催する、との説明でございました。

また、議案第 105 号「安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例」につきましては、当該施設の指定管理者であります安芸高田市社会福祉協議会が、同施設で行っております通所介護事業を、10 月から土曜日及び祝日もサービスを提供することとするため休館日を改めるというもので、利用時間についても、社会福祉協議会職員の勤務時間にあわせ、「午後 5 時 15 分」を「午後 5 時 30 分」に改めるという内容でございました。

条例の施行日についての質疑がありましたが、同条例は公布の日から施行をするという説明でした。

審査の結果につきましては、付託をされました議案第 104 号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」及び議案第 105 号「安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例の一部を改正する条例」につきまして、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部におかれましては、本文教厚生常任委員会で指摘されました点につきましては、真摯に受け止めていただきまして、今後の事務執行において、十分反映されますよう望み、報告を終わります。

○松 浦 議 長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本 2 件に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより一括討論に入ります。

本 2 件に対し討論はありませんか。

〔反対討論〕

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

19 番 岡田正信君。

○岡 田 議 員

議案第 104 号について、反対討論を行います。

これは確かにこの4月の30日でしたか、いろんな法律が国会で決まったときに、自民・公明の政権が強引に通した一つの法律でございます。これを、資料をいただいて読んでみますと、公的年金にかかる所得に関する個人の市町村民税の特別徴収、つまり年金から引かれるということなんですが、これを一読しまして地方税法の第321条の7の2のほうで、るる説明をしてあるんですが、当該市町村内に特別徴収対象年金所得者が少ないこと、その他特別の事情により、特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては特別徴収の方法によらないことができるというくだりがあるんですね。この適当でない認められるというのは、上の人が認められるのか、市長が認めればいいのか、そこらは熟知しておりませんが、このくだりは使いようによっては特別徴収をしなくて済むということがここへうたっていると、思うんですね。

本市におきましては、せんだって市長さんの説明でも350人の職員がサービスの窓口になると、出張所とってくれというようなことの説明がありましたように、特別な事情が起きたんですね、うちの市には。これを適用すれば特別徴収をしないで済むという観点から反対をするものです。

以上。

○松浦議長 次に賛成討論はありますか。

4番 秋田雅朝君。

○秋田議員 私は議案第104号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例について」賛成討論を行うものでございます。

先ほど反対討論の中で、国の流れの話等、いろいろとございましたけども、先ほどの委員長報告の中にもありましたこの条例改正については、「ふるさと納税」による課税等、あるいは年金特別徴収から普通徴収への改正という形の中での改正でございます。本市の状況・対応を今後11月に特別徴収から普通徴収へ移る移行という形の中では、市民の方に周知徹底を図られるということも答弁をいただいておりますので、そうした国の流れも含めた中での意見とはまた別に、私はこの条例は賛成して、しっかり皆さんに「ふるさと納税」に対する課税等も含めて理解をいただき、今後の対応をしていただかななくてはならないということで賛成討論といたします。

○松浦議長 次に反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

引き続き、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第104号を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 105 号を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 3 議案第 106 号 安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第 2 4 議案第 107 号 安芸高田市土地開発公社の定款の一部変更について

○松浦議長

続いて日程第 23、議案第 106 号「安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件及び日程第 24、議案第 107 号「安芸高田市土地開発公社の定款の一部変更について」の件の 2 件を一括して議題といたします。

本 2 件は産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

7 番 川角一郎君。

○川角委員長

平成 20 年 9 月 9 日開催の本会議で本産業建設常任委員会に付託されました議案審査の結果を、次のとおり報告いたします。

付託されました議案 2 件につき、9 月 19 日に本常任委員会を開催いたし、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第 106 号「安芸高田市農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、中山間地域総合整備事業において整備された、甲田町の「高地交流公園」を農村公園として管理するため、規定の条例に追加するものであります。

また、議案第 107 号「安芸高田市土地開発公社の定款の一部変更について」は、「公有地の拡大の推進に関する法律」が改正され、本年 12 月より施行されること及び郵政民営化に伴い、本市土地開発公社定款のうち関係する条文について必要な変更をするものであります。

いずれの議案も、執行部から説明を受け審議し、討論・採決を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○松浦議長

これをもって委員長報告を終わります。

なお、本件に関しては委員長報告に対する質疑を省略したいと思

ます。

ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論に入ります。

本2件に対する討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより本2件を起立により採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

日程第25 「議会改革を進める調査」について委員会の報告を求める件

○松浦議長 日程第25、「議会改革を進める調査」について委員会の報告を求める件を議題といたします。

議会改革特別委員長の報告を求めます。

11番 藤井昌之君。

○藤井委員長 平成19年第1回定例会最終日に本議会改革特別委員会が設置され、付託されました案件の調査結果を次のとおりご報告申し上げます。

付託されました案件につき、平成19年3月23日から平成20年9月22日までの間、14回にわたる特別委員会を開催し、また「議員定数について」は、「市民の意見を聞く会」を開催するなど、積極的かつ慎重に調査と協議を重ねてまいりました。

本特別委員会に当初付託されました案件は、「議会改革について」であり、その課題は「議会基本条例について」「議員定数について」「当面する課題」として「一問一答方式について」の3点が挙げられておりました。

しかし調査の経過におきましては、「当面する課題」として「議員報酬と費用弁償について」や「議会選出の各種審議会・協議会等の委員について」などの6課題を合わせて調査・協議を進めてまいりました。

各課題のうち、特にこの春の市議会補欠選挙や11月に実施される市議会一般選挙を見込み、優先課題として調査してまいりました「議員定数について」は、本市議会初の取り組みとして、市内各町単位6会場において「市民の意見を聞く会」を開催し、参加者アンケートを含め多くの市民の意見を集約し、特別委員会の協議資料といたしましたこと

は特筆すべきことだと考えております。

各課題の結論でございますが、議員定数につきましては定数 2 名減を決定し次期一般選挙から適用されます。

また、一問一答方式につきましては、実施の方向で決定いたし市長と協議を進めております。

また議会基本条例につきましては、まず申し合わせ事項について協議し、その結果必要ということになれば制定の方向に進むということで結論は保留といたしております。

その他の課題につきましては、別紙調査事項の結論のとおりであります。結論に至っていない課題につきましては、残された任期において結論を出すことは極めて困難と考え、現時点で調査を終了いたし、各党派等の意見を一覧表にまとめ次期議会に申し送るということといたしました。

初回より 1 年半年間に及ぶ調査となりましたが、この間委員の皆様には終始積極的にご意見をいただき、委員会運営にご協力いただきましたことを感謝申し上げます。あわせて本特別委員会の調査結果が、次期議会において有効に生かされることを望み報告といたします。

○松 浦 議 長

ただいまの報告により、本特別委員会に付議した事件の調査が終了いたしましたので、議会改革特別委員会は本日をもって消滅いたします。

この際、11 時 15 分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 56 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第 26 発議第 4 号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

○松 浦 議 長

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 26、発議第 4 号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14 番 杉原洋君。

○杉 原 議 員

発議第 4 号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」について提案理由の説明を行います。

本件については、議員定数を 2 名減の 20 名としたことに伴い、総務企画常任委員会及び産業建設常任委員会の定数を変更するものと、字句の整理であります。

第 2 条第 1 号中「8 人」を「7 人」に、「消防」を「消防本部」に改め、同条第 3 号中「7 人」を「6 人」にそれぞれ改めるものでございます。

なお、この条例につきましては、平成 20 年 12 月 1 日から施行する
ものでございます。

どうかよろしくお願ひいたします。

○松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔反対討論〕

まず、初めに本案に対する反対討論の発言を許します。

3 番 明木一悦君。

○明 木 議 員

常任委員会の委員定数改正に伴う条例改正について反対するもので
す。

議員定数が 20 人に削減されたということで、このたび常任委員会の
定数を削減されていますけど、これではやはり十分な議論ができない
のではないかなというふうに考えます。特に産業建設常任委員会にお
いては 6 人ということで、委員長を除けば 5 人という中でこれを議論
していかないといけないということになると、非常に困難ではないか
というふうに考えます。

そこで、できれば複数所属として、議員定数が少ない分、人数をや
はり改め、例えば 10 人、10 人、11 人ぐらいで構成するような形にも
っていけることが望まれるのではないかなと考え、これに反対するも
のです。

○松 浦 議 長

次に本件に対する賛成討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第 4 号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する
条例」の件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 7 発議第 5 号 安芸高田市議会政務調査費の交付に

関する条例の一部を改正する条例

○松浦議長

日程第27、発議第5号「安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

発議第5号「安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由の説明を行います。

本件については、地方自治法の改正に伴う条文の整理で、第1条中「第100条第13項及び14項」を「第100条第14項及び15項」に改めるものでございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。どうかよろしく願います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第5号「安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第28 発議第6号 地方における消費者行政の充実に
関する意見書について

○松浦議長

日程第8、発議第6号「地方における消費者行政の充実に
関する意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

3番 明木一悦君。

○明 木 議 員

発議第 6 号「地方における消費者行政の充実に関する意見書」について提案理由の説明を行います。

近年、輸入冷凍ギョウザへの毒物混入事件や一連の食品偽装表示事件による食の安心・安全問題を初め、ガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事故、シュレッダーによる指切断事故など、多くの分野で消費者被害が発生ないし顕在化しています。

さらには多重債務、クレジット、投資詐欺商法、架空請求、振り込め詐欺などの被害も後を絶たない状況にあり、地方自治体の消費生活相談窓口は、消費者にとって身近で信頼できる被害者救済窓口として、その役割と機能に対する国民の期待は非常に大きなものがあります。

現在、政府では「消費者庁の設置」に向けた準備が進められていますが、真に消費者の利益が守られるためには、地方における消費者行政の充実強化と国においての相当の財源確保が必要不可欠であります。

よって、国におかれては、消費者庁の創設に当たり、消費者の視点に立った消費者行政を実現されるよう、意見書を提出するものであります。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより発議第 6 号「地方における消費者行政の充実に関する意見書について」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 29 発議第 7 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について

○松 浦 議 長

日程第 29、発議第 7 号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

8番 塚本近君。

○塚本議員

発議第7号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書」について提案理由の説明を行います。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要求が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられています。しかし、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっております。

今後の林業政策の展開に当たって、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備と、さらには、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に寄与できるよう、意見書に記載いたしております具体的事項について要請するものです。

議員の皆様のご理解をいただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより発議第7号「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について」の件を、起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 発議第8号 地方の道路整備のための財源確保に関する意見書について

○松浦議長

日程第30、発議第8号「地方の道路整備のための財源確保に関する

意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

8番 塚本近君。

○塚本議員

発議第8号「地方の道路整備のための財源確保に関する意見書」について提案理由の説明を行います。

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は全国民が長年にわたり熱望しているところであります。

本市においては、国道54可部バイパスや広島空港への連絡性向上を図る地域高規格道路「東広島高田道路」を初めとする、地域が活性化し持続的な発展を促すための広域的な道路網から、教育・医療・福祉といった生命線となる生活道路に至るまで、道路整備は緊急の課題となっております。

こうした中、4月1日の暫定税率の失効は、地方財政に大きな影響をもたらし、その後、税制関連法案などの成立により歳入が確保されたものの、今なお暫定税率失効に伴う歳入欠陥に対する補填措置がなされていない状況にあります。

また、「道路特定財源等に関する基本方針」及び「骨太の方針2008」が閣議決定され、来年度からの道路特定財源の一般財源化や、最新の交通需要推計に基づく新たな整備計画の策定などについての方針が示されたところであります。

このような状況を踏まえ、地方の道路整備のための財源確保に向け、暫定税率期限切れによる歳入欠陥の速やかな補填措置や、地方道路整備臨時交付金の継続など意見書に記載した事項について、特段の配慮を強く要望するものです。

以上、議員の皆様方のご理解をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより発議第8号「地方の道路整備のための財源確保に関する意見書について」の件を、起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 発議第9号 郵政民営化に関する意見書について

○松浦議長 日程第31、発議第9号「郵政民営化に関する意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

20番 亀岡等君。

○亀岡議員 発議第9号「郵政民営化に関する意見書について」提案理由の説明を行います。

昨年10月に郵政民営化が実施されましたが、民営化後の状況を見ますと、民間企業としての収益性のみが重視される結果となり、郵政三事業を分割したことに伴う混乱やさまざまなサービスダウンが生じ、地域住民の不安や不満が大きくなっています。

中山間地に位置する本市において、郵便局が担ってきた公共性や社会的役割は大なるものであり、郵便局が唯一の金融機関の場合もあることから、将来的な金融空白地帯の発生も憂慮され、より一層、過疎化に拍車をかけることも危惧をされております。

また、都市部から中山間地域まで、きめ細かく全国公平に行き渡っている郵便局のネットワークは、国民生活を支える重要な基盤であり、通信・金融等における一体的なサービス提供機能が、引き続き強く求められています。

よって、国に対して、郵政事業が地域に果たしている公共性や社会的役割を十分に認識し、郵便・貯金・保険のサービスが、郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう万全を期すことを求めた国会附帯決議を遵守するとともに、特段の措置を講じられるよう強く要望するものであります。

何とぞ、議員の皆様の御理解と御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論〕

まず、反対討論の発言を許します。

〔賛成討論〕

○松 浦 議 長

次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

11 番 藤井昌之君。

○藤 井 議 員

今、郵政民営化に関する意見書が提案者のほうから説明があったわけですが、これは既に述べられておりますように、郵政三事業を分割したことにより、国会の附帯決議となっておるわけですが、これはしっかりと国のほうでも、議論をしていただきたいということでございます。

しかし、中身につきましても全くそのとおりでございまして、賛成するものでございますが、先ほど発議第 6 号、7 号、8 号につきましては、これは議会に定められたルールに則ってそれぞれの委員会へ付託されて、それぞれ審議をされた中での発議になっておるわけでございますね。

この議会のルールというのは、いわゆる定例会の前の議会運営委員会以後に出された意見書については、いわゆる次回へ申し送るということで今までも議会の中でそういうルールに則って行われてきたわけでございます。

しかし、今回それ以後に出されたということでございますが、昨日の議会運営委員会を開き、その前にも 1 回開いております。このことにより 2 回の議会運営委員会を開いてやってきたわけですが、それだけ緊急性があるといえましょうけれども、いわゆるそこらの議会のルールを、これは私たちが特に議会というのは法を遵守していかなければいけない、または、議会のルールというものはしっかりと守っていかなければいけない、緊急性があるならば議会の中できちっと議論をしてこういう運びになるのであれば、私はスムーズにこういった意見書を取り上げて市民の負託にこたえていくというのが我々議会の役目であろうとこのように思っております。

しかしながら、今回につきましては、私はこういった議会のルールに反してきた経緯というものは、私は反省すべき点ではないかこのように思います。

そういった反省の意味も踏まえて本意見書についてはそこらあたりを指摘いたしまして、賛成をするものでございます。

○松 浦 議 長

次に反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより発議第 9 号「郵政民営化に関する意見書について」の件を、起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第114号 平成20年度安芸高田市一般会計補正  
予算(第4号)

- 松浦議長 日程第32、議案第114号「平成20年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)」の件を議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 議案第114号「平成20年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)」についての提案理由をご説明申し上げます。  
本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,792万円を追加し、予算の総額を193億4,157万4,000円とするものでございます。  
歳入につきましては、繰入金1,792万円を追加するものでございます。  
歳出につきましては、教育費1,792万円を追加するものでございます。  
以上、よろしくご審議の上、適当なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。
- 松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
総務企画部長 田丸孝二君。
- 田丸総務企画部長 一般会計補正予算(第4号)の要点のご説明を申し上げます。補正予算書の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。  
まず歳入でございますが、18款の繰入金、3項の基金繰入金は、歳出予算の財源といたしまして、財政調整基金から1,792万円を繰り入れするものでございます。  
10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。  
歳出でございますが、10款の教育費、1項の教育総務費、2目の事務局費1,792万円の増額は、既に3つの小中学校の耐震化をすることにつきまして決定をいただいておりますけれども、県との協議をしまして再積算を行ったところ、現行の予算額2,164万4,000円では不足を来すことが明らかになりました。  
このため、学校施設耐震化調査設計業務委託料の増額をいたすものでございます。  
以上で要点の説明を終わります。
- 松浦議長 以上で説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
3番 明木一悦君。
- 明木議員 この補正予算につきましては、先日も全員協議会で説明をいただいているわけですが、9月9日に第3号補正予算で1,884万4,000円、

また今回で第4号として1,792万円という追加の補正予算が出てきているわけですが、それについて、なぜこれだけの差額が出る必要があるのか、ここでもう一度お伺いいたします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

ただいまの明木議員のご質問にお答えいたします。

今回の不足分は、再積算によります不足額でございまして、その原因は図面枚数の積算の違いと、それから建物の棟数のカウント計算が追加となり、金額の増額となっております。

建物の棟数の算定基準といいますのは、当初1棟の建物、吉田中学校でいけば1棟の建物ではございますが、一度にコンクリート等の打設がされていないために、2回の打設となっており、その棟数でいけば1棟でございますが、施工つなぎの関係で2棟となるということで、そのような計算方法が今回8月20日に入手いたしました算定シートによりまして棟数の再計算をいたしましたところ、金額の増となっております。

以上の2点が主な原因でございます。

○松浦議長

3番 明木一悦君。

○明木議員

例えば、これについて、教育委員会のほうで基本的にこれをやられたというふうに思いますが、専門員の必要性とか、またこれに対する県とのやりとりの中で、こちらにそれを熟知したものがいけばこういうことは起きなかったのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

教育次長 益田博志君。

○益田教育次長

ただいまのご質問にお答えいたします。

職員の専門的な知識というものは、それぞれ部署において職員が自分の努力等によりまして、業務をしているものでございまして、今回の教育委員会の対応といたしましては、先ほど申し上げました積算の算定シート等の資料の調査不足ということで、このような2度にわたる補正追加が起きたこととお詫び申し上げます。

専門的な職が要るかどうかということでございますが、今回のこの算定につきましては、当初土木建築部の都市局のほうから建築営繕の設計業務にかかわるものが平成13年4月に提示されております。これに基づきまして、今までの建築営繕関係の設計業務につきましては、毎年単価更正のあります単価に基づきまして、最新の単価で積算をいたしております。

今回の耐震の関係につきましては、この積算業務では算定できない部分があると、先ほど申しましたように棟数の計算、それと姉歯設計事務所の関係で、耐震構造計算につきましては全国的に問題になりました。そういう関係で、広島県におきましても耐震評価の委員会を設置

されております。そこに設計の審査、それから耐震調査の審査も受けなくてはならない業務が追加されております。

通常先ほど申しました設計基準にはそういうものが入っておりませんので、こういうところの業務の積算が、今回県のほうが独自で県の業務に対して策定されている基準を安芸高田市においても県に準じた算定ということで県の算定シートを採用させていただきましたことにより、そこらの不足分が判明いたしましたので、このような追加になりました。

以上でございます。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

3番 明木一悦君。

○明木議員

我が市にはやはり建設部というところがありまして、そういうところにはこれだけのことであれば熟知した者がいらっしゃるのではないかと考えます。そのあたりを考えますと、やはり横の連携が今後大切になってくるのではないかと考えます。

それによって、こういうような補正予算が何遍も何遍も繰り返し行われずに、効率的な業務が遂行されるのではないかと考えます。

そのあたり、今後どのように改善をしていくかお答えをいただきたいと思えます。

もしできれば、市長のほうからいただきたいと思えます。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの明木議員のご指摘に対しては、全くそのとおりでございます。我々小さな自治体にとっては専門職をいかに確保するかということは、教育に限らず土木とか、農政にとって非常に課題でございます。そうかといって行政改革という大きなテーマもございます。この辺との勘案を考えながら今後こういうことがないように注意をしていきたいと思えます。

まずは、県や国との連携、他町との連携をとって、情報を入手できるかどうか、事務の遂行がスムーズにいくようにこれからも考えていきたいと思っております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論〕

まず、反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

続いて賛成討論の発言を許します。

3番 明木一悦君。

○明木議員

今も質疑をさせていただいた中で、今後このような、今回何度も何度も同じ議会の中で補正予算が行われるということは、非常に、まことに遺憾なところにありますけども、今後の対応についてしっかりとした答弁をいただきました。

また、いつ災害が起こるかわからない今の現状の中で、耐震のことについてはこどもの安全と安心を求めると中で早急にやっていただきたいということを申し述べて賛成といたします。

○松浦議長

ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第114号「平成20年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 閉会中の継続調査の件について

○松浦議長

日程第33、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。議会運営委員長及び各常任委員長から、お手元に配付しております「9月定例会における閉会中の継続調査申し出一覧表」のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これを承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長からの閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて平成20年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

~~~~~○~~~~~

午前 11時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員



